

安城市 | SUSTAINABLE GOALS  
安城市は持続可能な開発目標(SDG)を支援しています。

## 市民参加条例について

市民が主役の自治に一步ずつ  
安城市市民参加条例  
一市民の市政への参加ルールが動き出す  
市民参加はラクダ

1. 趣旨  
2. 目的と目標  
3. 参加の経路  
4. 参加の場  
5. その他

つながる。かなえる。健康のまち、安城

Copyright © Anjo City. All Rights Reserved.

## 市民参加とは・・・

安城市

市民

計画・実施・評価に主体的に関わり、行動する

市民が主役の自治の実現

平成23年4月 「安城市市民参加条例」施行

2

## 市民参加条例で定めていることは？

### 市民参加の対象

- 1 市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- 2 総合計画又は市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- 3 広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- 4 広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

### 除外事項

- 1 軽易なもの
- 2 緊急なもの
- 3 法令等の基準があるもの
- 4 市内部の事務処理
- 5 市税の賦課徴収に関するもの

たとえば・・・

- 災害や不慮の事態が起きて緊急性・迅速性が求められる場合
- 戸籍など法令等によって一定の基準が定められている場合

## 市民参加の方法

- 1 審議会
  - 委員の公募
  - 委員名簿の公表
  - 会議の公開
  - 会議録の公表等

審議会の情報は、安城市のホームページで随時お知らせします。

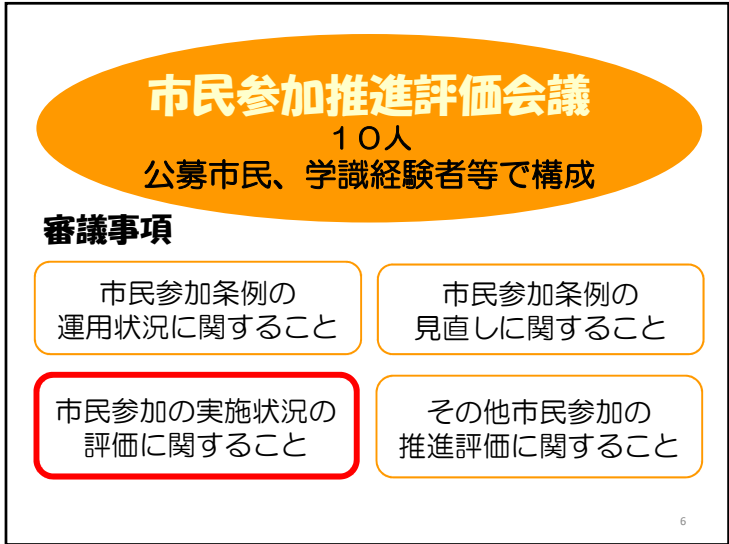
審議会は、傍聴することができます。(非公開の審議会を除く)
- 2 パブリックコメント
 

パブリックコメントとは・・・？  
市が公表した施策等の案に対し、市民から意見を求めて、その意見の概要及び市の対応を公表する制度です。

  - 目的、意見の提出方法等の公表
  - 意見提出期間は30日以上
- 3 市民説明会
- 4 ワークショップ
- 5 その他
  - アンケートなど

### 市民政策提案手続

- 市民自ら政策を提案できる制度
- 提出された提案について検討した結果を公表



**市民参加条例制定後の市民参加の変化・向上**

(1) 無作為抽出で市民を選出する方法の導入  
※アンケート以外 (平成23年度から)

例) 市民参加パートナーバンク登録者  
3,000人に郵送 → 119人 (4%) 登録

(2) 市長とのティーミーティング (平成23年度から)

お茶を飲みながら、和やかな雰囲気  
市長と語り合う会 (団体数)

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
6	6	8	7	7	7	6	7	7	4

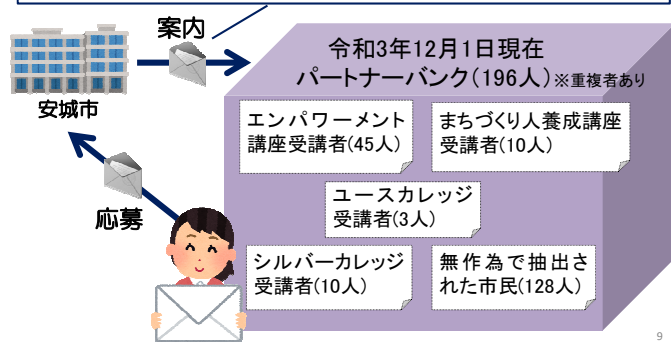
(3) eモニター制度 (平成24年度から)

インターネットと電子メールを利用した登録制のアンケート調査  
(年間14回程度アンケートを実施)

登録人数：1,424人 (R3年11月25日現在)

### 市民参加パートナーバンクの設立 (平成27年度から)

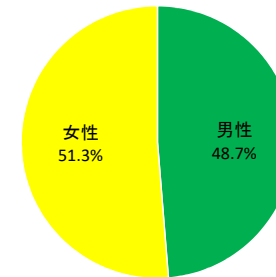
審議会等への市民公募委員募集の案内  
計画策定等のために実施するワークショップ等への参加者  
募集の案内



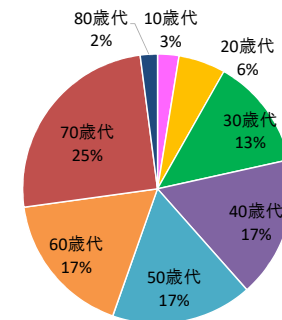
9

### 市民参加パートナーバンクの男女比及び年齢構成について

【男女比】



【年齢構成】



10

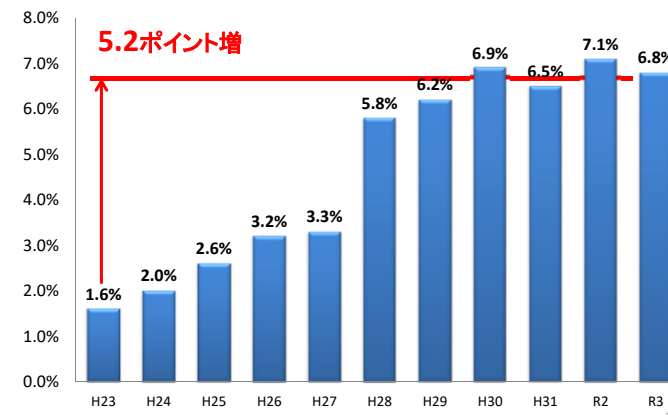
### 市民参加パートナーバンクの活用実績

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
9	8	12	6	10	7

対象事項	送付対象者数	応募者数
市民協働推進会議委員募集	全員(169人)	4人
空家等対策審議会委員募集	全員(169人)	4人
国民健康保険運営協議会委員募集	全員(166人)	1人
市民公募文化事業審査員募集	生涯学習・文化に関心のある登録者(93人)	7人
環境審議会委員募集	全員(190人)	12人

11

### (5) 審議会等における公募市民登用率の推移



12